

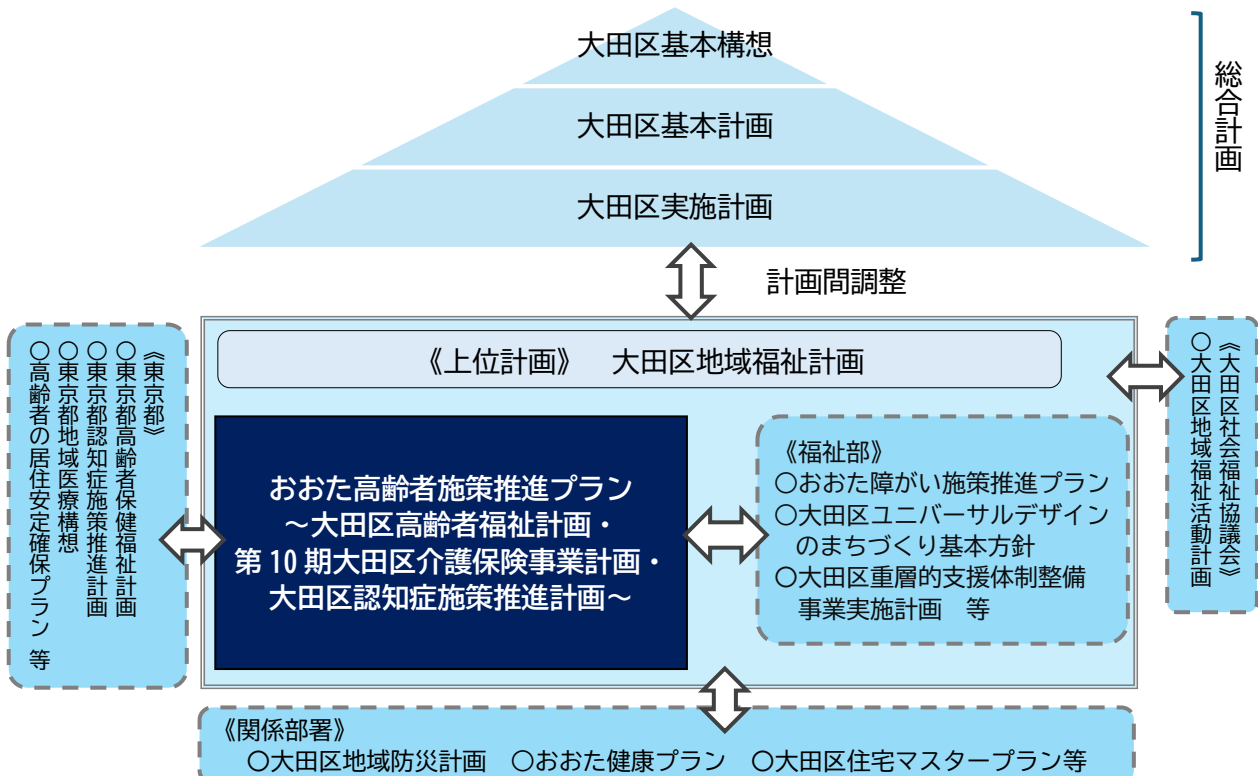
次期おおた高齢者施策推進プラン（大田高齢者福祉計画・第10期大田区介護保険事業計画・大田区認知症施策推進計画）の策定について（概要案）

1 計画の概要

<u>（１）計画の法的根拠</u> ◎高齢者福祉計画 老人福祉法第20条の8「市町村老人福祉計画」 ◎介護保険事業計画 介護保険法第117条「市町村介護保険事業計画」 ※上記2法において、両計画は「一体のものとして策定する」旨が定められている。 ◎認知症施策推進計画 認知症基本法第13条「市町村認知症施策推進計画」 ※認知症施策推進基本計画において、同計画は「介護保険事業計画等と一体のものとして策定することが可能」と定められている。	<u>（２）計画策定事項</u> ◎高齢者福祉計画 ・介護保険事業以外の区の高齢者施策の方向性 ・実施事業の体系 ◎介護保険事業計画 ・介護保険サービス・地域支援事業の見込み量 ・第1号被保険者の保険料 ◎認知症施策推進計画 ・認知症症状のある人やその家族の声を反映した区の認知症施策の方向性 ・実施事業の体系 <u>（３）計画期間</u> 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度
--	--

2 計画の位置づけ

- 次期計画は、区の策定する各種計画との連携・整合を図りながら、策定を進めることになる。他の計画との関連を含めた次期計画の位置づけは、概ね以下のとおりである。



3 国の基本指針について

■ 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画策定上のガイドラインの役割を果たしている。

■ 基本指針では、以下の事項について計画に定めることとされている。

- ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参照すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

(出典：令和8年3月9日社会保障審議会介護保険部会資料)

4 介護保険事業（支援）計画において記載すべきこと

■ 2040年に向けての中長期的な推計

■ 総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組

■ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況

■ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること

■ 人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等に係る地域の目標及びその達成に向けた方策

基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素（医療法等の改正）

■ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用（医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月4日参議院厚生労働委員会））。

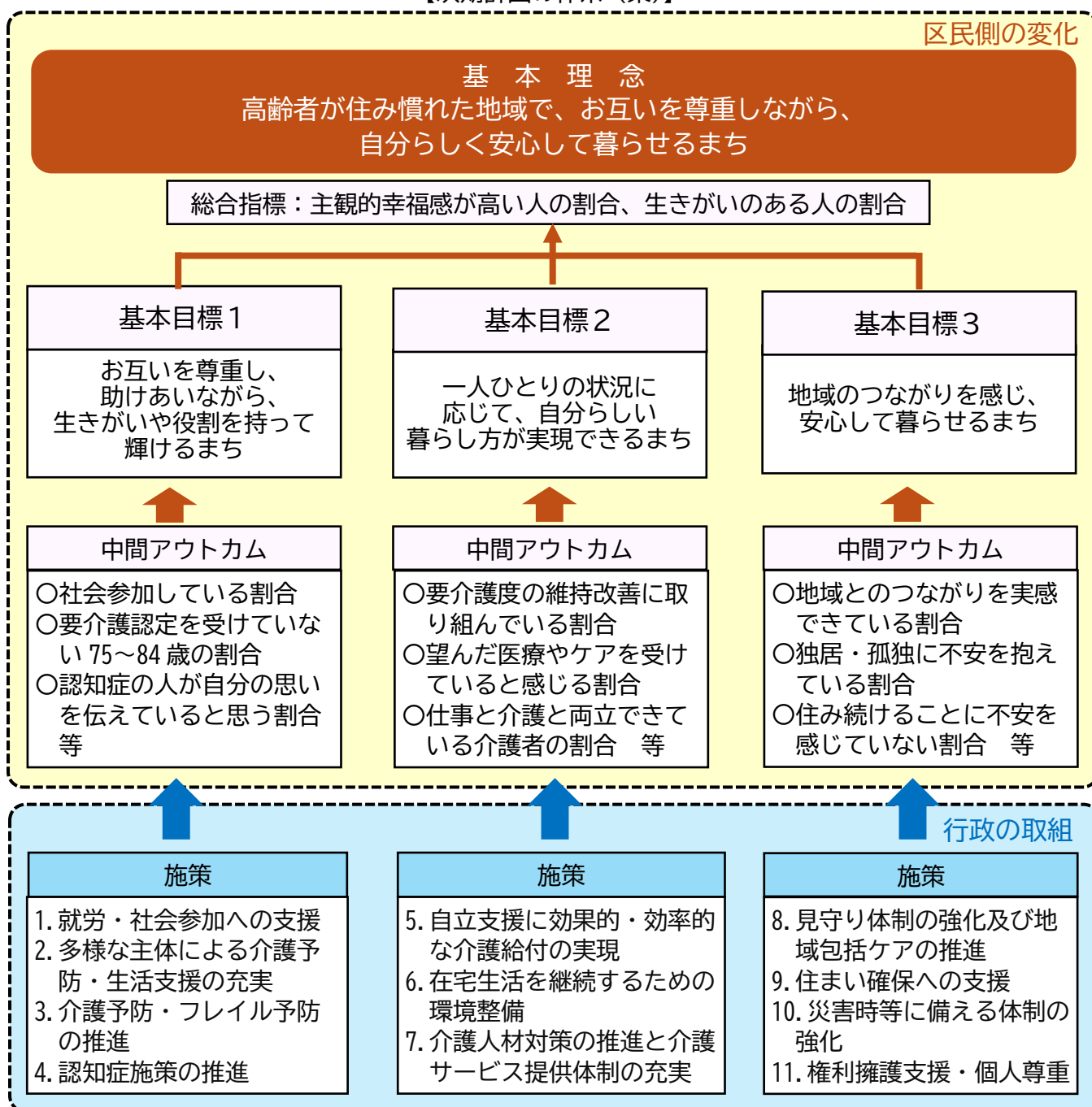
5 計画策定のスケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進会議	・計画概要	●第1回 ・実態調査の結果報告 ・基本指針の構成案 ・計画策定概要、体系図		●第2回 ・施策体系図 ・現状分析			●第3回 ・計画書素案 ・概要版案			●第4回 ・計画書案	
認知症 施策推進 専門部会		●第1回 ・取組等の報告 ・推進計画の各施策	●第2回 ・施策体系図 ・計画構成案			●第3回 ・計画書素案 ・概要版案				●第4回 ・計画書案	
策定作業	●各種推計作業		●計画事業検討 ●保険料算定作業		●素案のとりまとめ			●パブリック コメント ●区民説明会	●介護保険条例改正作業		●区長決定 ●策定

6 次期計画における主な変更案

- 次期計画においては、施策が目標とする成果（めざす姿）を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化することで、行政の活動と区民側の変化（成果）との論理的な結び付きを明確にするべくロジックモデルを導入する。
- 次期計画においては、認知症基本法に基づき、これまで取組を進めてきた認知症施策推進大綱の内容も踏襲しながら、大田区認知症施策推進計画を大田区高齢者福祉計画・第10期大田区介護保険事業計画と一体的に策定する。
- 次期計画においては、より区民側の変化（成果）が明確となるよう整理したうえで、認知症施策推進計画においても重要な視点である「尊重」や「自分らしさ」を基本理念に追加する。

【次期計画の体系（案）】



7 次期計画構成案

現行計画の構成	次期計画の構成（案）
第1章 本計画の位置づけ 1 計画策定の趣旨 2 計画の基本的性格 3 計画策定の体制と方法 4 SDGsの視点からみる第9期計画	第1章 本プランの概要 1 プラン策定の趣旨 2 プランの位置づけ 3 プランの策定体制 4 SDGsとの関係
第2章 大田区の高齢者を取りまく状況 1 大田区の高齢者を取りまく状況の推移 2 高齢者等実態調査結果	第2章 大田区の高齢者を取りまく状況 1 高齢者の現状と今後 2 高齢者等実態調査結果
第3章 日常生活圏域ごとの地域特性 1 大田区の日常生活圏域 2 各地域の状況（地域カルテ）	第3章 地域包括ケアシステムと日常生活圏域 1 地域包括ケアシステムについて 2 日常生活圏域の設定 3 各地域の状況（地域カルテ）
第4章 第9期計画の全体像 1 計画の基本理念と基本目標 2 基本目標の概要 3 計画を推進する基本的視点について 4 大田区の地域包括ケアシステム 5 第9期計画における地域包括ケアシステム深化・推進に向けた取組	第4章 本プランの全体像 1 基本理念と基本目標 2 本プランの進め方 3 本プランの施策体系
第5章 高齢者福祉施策の展開 1 第9期計画の事業体系 2 高齢者施策の展開 3 計画の進行管理及び評価指標について	第5章 高齢者福祉施策の展開 1 本プランの事業体系 2 高齢者施策の展開 3 計画の進行管理及び評価指標について
（新設）	第6章 認知症施策の推進 1 認知症施策推進計画の趣旨 2 大田区の認知症を取りまく状況 3 認知症施策の全体像 4 認知症施策の展開
第6章 介護保険事業の現状と今後の運営 1 介護保険事業の現状 2 介護保険事業量と事業費の見込み 3 円滑な介護保険事業の運営	第7章 介護保険事業の現状と今後の運営 1 介護保険事業の現状 2 介護保険事業量と事業費の見込み 3 円滑な介護保険事業の運営
資料編	資料編